

## 東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会 設置要綱

### (目的)

第1条 東日本大震災・原子力災害伝承館が掲げる、原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」、福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」、福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による「復興の加速化への寄与」の基本理念を着実に実現するとともに、当館のより良い管理運営と良質なサービス提供を図るため、地元及び各分野の専門的な見地からの意見や助言を得ることを目的として「東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会(以下、「懇談会」という。)」を設置する。

### (所掌事項)

第2条 有識者懇談会は、伝承館の運営全般についての助言等を行う。

### (組織)

第3条 懇談会は、10名程度をもって構成し、東日本大震災・原子力災害伝承館長（以下、「館長」という。）が学識経験者、教育関係者、地元代表、報道の各分野、その他館長が適当と認める者から委嘱する。

- 2 委員任期は2年を超えない範囲で館長が別途定める期間とし、再任することができる。
- 3 委員会に座長を1名おき、委員の互選により定める。
- 4 委員会の庶務は、伝承館において処理する。

### (運営)

- 第4条 懇談会は、必要に応じて館長が招集する。
- 2 会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
  - 3 必要に応じて部会を設置することができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

## 東日本大震災・原子力災害伝承館の運営に関する有識者懇談会

## 委員構成（第1期 令和3年3月～令和4年3月）

所属・職	氏名	備考
福島大学共生システム理工学類特任教授	小沢 喜仁	学識経験者
福島大学教育推進機構特任教授	前川 直哉	学識経験者
双葉町長	伊澤 史朗	地元代表
NPO法人富岡町3.11を語る会 代表	青木 淑子	地元代表
福島県教育委員会教育次長	鈴木 芳人	教育関係者
福島県観光物産交流協会理事長	高荒 昌展	教育旅行/研修関係者
福島民報社（いわき支社長兼浜通り創生局長）	鞍田 炎	その他（報道）
福島民友新聞社（編集局長）	小野 広司	その他（報道）
広野町起業型地域おこし協力隊	大場 美奈	地元代表